

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2015

7

JULY

No.248

「クレオパトラとエジプトの王妃展」は、東京国立博物館 平成館で9月23日（水・祝）まで開催後、国立国際美術館（大阪）に巡回する



〈アメンヘテプ3世の王妃ティイのレリーフ〉
新王国・第18王朝時代
アメンヘテプ3世治世(前1388～前1350年頃)
ブリュッセル・ベルギー王立美術歴史博物館蔵
©RMAH

岩田めい達の医事放談

公益資本主義としての国民皆保険制度の役割

医療構造改革の今日的課題②

今回の国保法等改正後の政策課題

一 医薬分業・薬剤費問題の動向と課題

医療保障政策研究21

トレンディ・レポート

経済財政諮問会議の論議でクローズアップ

社会保障分野の「インセンティブ」改革

医療変革期の病院経営戦略④

バイオシミラー使用促進

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

特集2

第九回地域医療計画策定勉強会
三月末に厚労省が地域医療構想ガイドラインを発表
行政が強調する医療機関主導と積み残された課題

特集

本格化する日本看護協会の「DINQL」事業
自院や他院の現状や課題解決への取り組み成果を「可視化」できる
データマネジメントの継続で看護、そして医療の質を向上させる

徹底解説・医療経営ゼミナール

第37回

最新の医療法人に関する厚労省通知

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田茂

<表>

種類	会計基準等
医療法人(全体)	医療法人会計基準
病院	病院会計準則
介護老人保健施設	介護老人保健施設会計・ 経理準則
訪問看護事業所	指定老人訪問看護・ 指定訪問看護の会計・経理準則

この会計基準の概要は次の通りである。
①リース会計について簡便的な取り扱いがある。
②退職給付会計について経過的な取り扱いや簡便的な取り扱いがある。
なお、簡便的な取り扱いが許容されるのは社会医療法人以外の負債総額二〇〇億円未満の法人である。
③有価証券は原則として時価評価をする。
④税効果会計を適用する(重要性がある場合に限る)。
このように、上場企業並みの会計基準が整備されたことにより、医療機関の実質的な比較が可能になる。そして、この四月から新会計基準を導入した医療法人についてのみ、

<図>

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置
(不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税等)

大綱の概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする(利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする)などの措置を講ずる。

◇家庭的保育(利用定員5人以下)
…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

◇居宅訪問型保育
…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育
…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け

認可定員 19人	小規模保育 事業主体:市町村、民間事業者等 ※平成26年度税制改正で非課税措置済み	居宅訪問型保育 事業主体:市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体:事業者等
認可定員 6人	家庭的保育 事業主体:市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅	事業所の従業員の子どもの保育(事業所の敷地内)
認可定員 5人			
認可定員 1人			

保育の実施場所等
保育者の居宅その他の場所、施設(古に該当する場所を除く)

救急医療等確保事業に係る基準のうち、へき地医療に係る基準について、医療法人が開設する病院からへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、そのへき地医療拠点病院からへき地診療所に医師を派遣する場合等

①へき地医療を行うための体制
へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院において、へき地診療所にへき地の患者をおよび巡回診療のへき地の患者を受け入れる体制を常に確保していることが要求される。

②へき地医療の実績
へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が年一〇六日以上であることに加え、次のいずれかの実績も満たす必要がある。
イ、へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数が年一〇六日以上であること
ロ、へき地医療拠点病院のへき地巡回診療の延べ診療日数が年一〇六日以上であること
つまり、拠点病院への派遣日数も、その拠点病院から診療所への派遣等の日数も、年一〇六日以上必要であるということだ。
さらには、へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣される医師およびへき地巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましいと規定された。

今年も四月に、医療法人に関する複数の厚生労働省医政局通知が交付されている。医療法人の業務拡大につながる内容もあることから、今回のその四つの通知をご紹介したい。

○附帯業務の拡大について
①子ども・子育て支援新制度の施行
子ども・子育て支援新制度とは、子ども・子育て関連三法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度である。
イ、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する。
ロ、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させる。
ハ、待機児童の解消のため、保育の受け入れ人数を増やす。
ニ、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する。
という新制度であり、四月からスタートしている。
このうち、医療機関が地域に協力しやすい子育て支援事業としては、「事業所内保育事業」がある。職員の子どもだけでなく、地域における待機児童の受け入れをすること(地

域枠)も四月以降進めやすくなっている。これは、自治体の補助金対象となる。
また、新たに医療法人の附帯業務として運営できる「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」および「事業所内保育事業」については、不動産取得税、固定資産税、都市計画税および事業所税等の軽減もはじまっている(図参照)。
話は逸れるが、「女性看護師が働きやすい病院」ということで注目を浴びる鳥取大学医学部附属病院の子育て支援事業は本格的だ。たとえば、「ワークライフバランス支援センター」では、病院隣接地に「二四時間完全保育」の保育所を併設。しかも発熱の子どもも受け付ける「病児・病後児保育」を行っている。さらに、持ち帰りできる「夕食弁当」も用意するなど、子育て中の看護師が仕事と両立しやすい環境を整備しており、院内の看護師七五〇人中一五〇人が子育て中という状況だ。「女性たちがもともと活躍できる環境を作ることがわれわれの目的です。もっている力を最大限活かしてほしい」という病院長の想いが実現している。
大学病院だからこそできる話かもしれないが、この支援センターの状況を調べると、民間医療機関でも学

②医療従事者の確保を目的とした医療従事者の養成所に通う学生への奨学金の貸付の取り扱い
これまでは、地域によっては、雇用関係のない看護学生への奨学金貸付を行政が禁止した過去もあったが、今や、看護学生の多くが奨学金付きだ。このような現状をふまえ、医療法人も、内部規定を整備したうえで「学生」への奨学金貸付も附帯業務として正々堂々行うことができるようになった。
ただし、看護師以外の職種(医師、セラピストなど)への奨学金貸付は、医療法上拡大されたからといって、税務上の奨学金返済免除時の給与課税の問題が解消されたわけではないことに留意すべきである。
○医療法人会計基準を適用する場合の貸借対照表の様式について
現在、病院ごと(施設ごと)の財務諸表を作成する際の会計基準として「病院会計準則」があるが、医療法人全体の財務諸表を作成する際の明確な会計処理基準は存在しなかつたため、「医療法人の財務諸表に対する信頼性が低下しかねない」という声が出ていた。
そこで「四つの病院団体」が検討を重ね、「医療法人会計基準」を策定した(表参照)。